制 定 平成26年1月1日 最終改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人苫前町社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第10 条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、評議員、理事及び監事をいう。

(報酬の基準等)

- 第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給する。
- (1) 会長 日額1,800円
- (2) 理事(会長を除く。)、監事及び評議員 日額1,500円
- 2 本会又は苫前町の職員の身分を有する役員等については、報酬を支給しない。 (報酬の支給方法)
- 第4条 役員等の報酬は、業務に当たった都度遅滞なく支払う。
- 2 前項の規定にかかわらず、会長の報酬は、当月分をまとめて翌月10日までに支払うことができる。
- 3 報酬は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の同意があるときは、本 人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込む方法によることができるものとする。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用弁償)

- 第5条 役員等が本会の会議等に出席したとき、又は業務のために旅行したときは、費用弁償 として旅費を支給する。
- 2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法等は、社会福祉法人苫前町社会福祉協議 会職員旅費規程により支給する旅費の例による。
- 3 本会又は苫前町の職員の身分を有する役員等については、費用弁償を支給しないことができる。

(公表)

第6条 本会は、この規程を社会福祉法(昭和26年法律第45号)第59条の2第1項第2号に 定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(池盛)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行わなければならない。

附則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附目

この規程は、令和元年6月27日から施行し、平成31年1月1日から適用する。

附即

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。